

令和4年4月施行年金制度改革資料

【繰上げ・繰下げ関係】



【令和6年5月1日更新】

【資料目次】

1. 繰上げ減額率の変更 2
2. 繰下げ上限年齢の引上げ 8

1. 繰上げ減額率の変更

(令和4年4月1日施行)

1. 繰上げ減額率の変更

1. 繰上げ制度（改正前）

- 老齢基礎年金・老齢厚生年金の受給開始年齢は原則65歳ですが、希望により、60歳から65歳になるまでの間で、本来よりも早く（繰り上げて）年金の受給を開始出来ます。
- 繰り上げ受給の請求をすると、請求した時点（月単位）に応じて、本来の受給開始日までの月数ごとに0.5%、最大で30%年金額が減額され、その減額率は生涯変わりません。
- 繰り上げ受給を請求した年金は、請求した日の翌月分から支給されます。
- 繰り上げ受給は取り消すことが出来ません。

1. 繰上げ減額率の変更

2. 改正概要

(1) 背景・目的

○繰上げ減額率の算出に用いる係数（※現行0.5%）は、65歳から平均余命まで年金を受給した場合の平均的な受給総額と、本人が選択した受給開始時期から平均余命まで年金を受給した場合の受給総額が等しくなるよう設定されています。

○最新の完全生命表に基づく平均余命や財政検証上の経済前提を用いて再計算を行った結果、この度、65歳からの平均余命の延伸により、65歳から平均余命まで年金を受給した場合の平均的な受給総額が増加したため、減額率の算出に用いる係数が見直されることとなりました。

※ 繰下げ増額率の算出に用いる係数も同様に設定されるが、今回見直しは行われません。

(2) 改正内容

○繰上げ減額率の算出に用いる係数が0.5%から0.4%に見直しされました。

⇒ 繰上げ減額率が1月あたり▲0.5%（最大▲30%）から▲0.4%（最大▲24%）に見直しされました。

1. 繰上げ減額率の変更

(3) 対象者

○施行日の前日（令和4年3月31日）において60歳に達していない者。

⇒ 生年月日が昭和37年4月2日以降の者

(4) 施行日：令和4年4月1日

(5) 経過措置

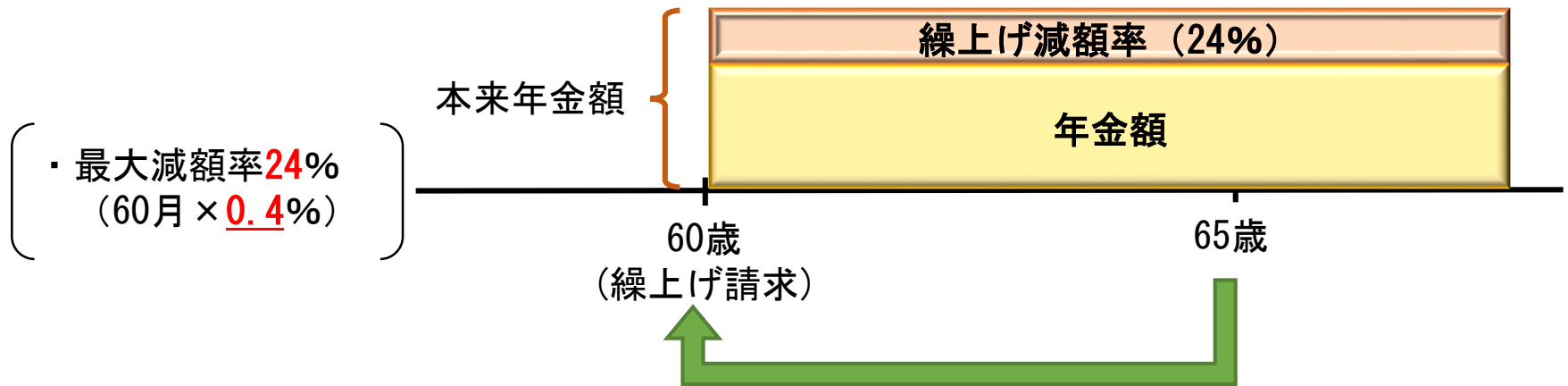
○施行日の前日において60歳に達している者（生年月日が昭和37年4月1日以前の者）は、施行日以後に繰上げ請求を行っても改正前の率（0.5%）が適用されます。

1. 繰上げ減額率の変更

改正後

繰上げ減額率の算出に用いる係数=0.4%

減額率の計算 = 繰上げ請求をした月から65歳到達月の前月までの月数 × 0.004 (0.4%)



1. 繰上げ減額率の変更

【改正前後の比較】

	改正前	改正後
対象者	昭和37年4月1日以前生まれ	昭和37年4月2日以降生まれ
繰上げ請求可能年齢	60歳～64歳	60歳～64歳
減額率	0.5%/月	0.4%/月
減額率（繰上げ月数）の上限	30%（60月）	24%（60月）
老齢基礎年金・老齢厚生年金 繰上げ請求方法	老基・老厚同時に繰上げ請求しなければならない。 ※老基の繰上げ請求後に老厚（特老厚含む）の受給要件を満たした場合は別々に請求方法を選択する。	

2. 繰下げ上限年齢の引上げ

(令和4年4月1日施行)

2. 繰下げ上限年齢の引上げ

1. 繰下げ制度（改正前）

○老齢基礎年金・老齢厚生年金の受給開始年齢は原則65歳ですが、希望により、66歳から70歳になるまでの間で、本来よりも遅く（繰り下げて）年金の受給をすることが出来ます。

○繰り下げ受給の請求をすると、請求した時点（月単位）に応じて、受給権発生年月日から繰り下げた月数ごとに0.7%、最大で42%年金額が増額され、その増額率は生涯変わりません。

○繰り下げ受給を請求した年金は、請求した日の翌月分から支給されます。

○繰り下げ待機中（年金の受け取りを遅らせている期間）は、繰り下げ受給の請求を行うか、65歳からの本来の老齢基礎年金・老齢厚生年金をさかのぼって受け取るか、いつでも選択することが出来ます。

2. 繰下げ上限年齢の引上げ

1. 改正概要

(1) 背景・目的

○高齢期の就労の拡大等を踏まえ、年金受給権者が自身の就労状況等にあわせて年金受給の開始時期を選択できるようにすることを目的に行われました。

(2) 改正内容

○繰下げ可能年齢の上限が現行の70歳から**75歳**に引き上げられ、繰下げ増額率の算出に用いる待機月数の上限が5年（60月）から**10年（120月）**に引き上げられました。

⇒ 繰下げ月数の上限が60月から**120月**となり、繰下げ増額率が**最大84%**になりました。

※65歳に達した日後に受給権が発生した者は、受給権発生から10年（120月）が上限となりました。

○繰下げ可能年齢の引上げに伴い、70歳到達後（受給権発生5年経過後）に繰下げ請求した場合は、70歳到達日（5年を経過した日）に申出があったものとみなす規定が、75歳到達後（受給権発生10年経過後）に繰下げ請求した場合は、75歳到達日（10年を経過した日）に申出があったものとみなす規定に変更されました。

2. 繰下げ上限年齢の引上げ

(3) 対象者

○施行日の前日（令和4年3月31日）において以下のいずれかに該当する者

- ・70歳に達していない者

⇒ 生年月日が昭和27年4月2日以降の者
(65歳到達が平成29年4月1日以降の者)

- ・受給権を取得した日から起算して5年を経過していない者

⇒ 受給権発生日が平成29年4月1日以降の者

(4) 施行日：令和4年4月1日

(5) 経過措置

○施行日の前日において70歳に達している者又は65歳に達した日後に受給権が発生しており施行日の前日において受給権を取得した日から起算して5年を経過している者は、改正前の取扱いとなります。

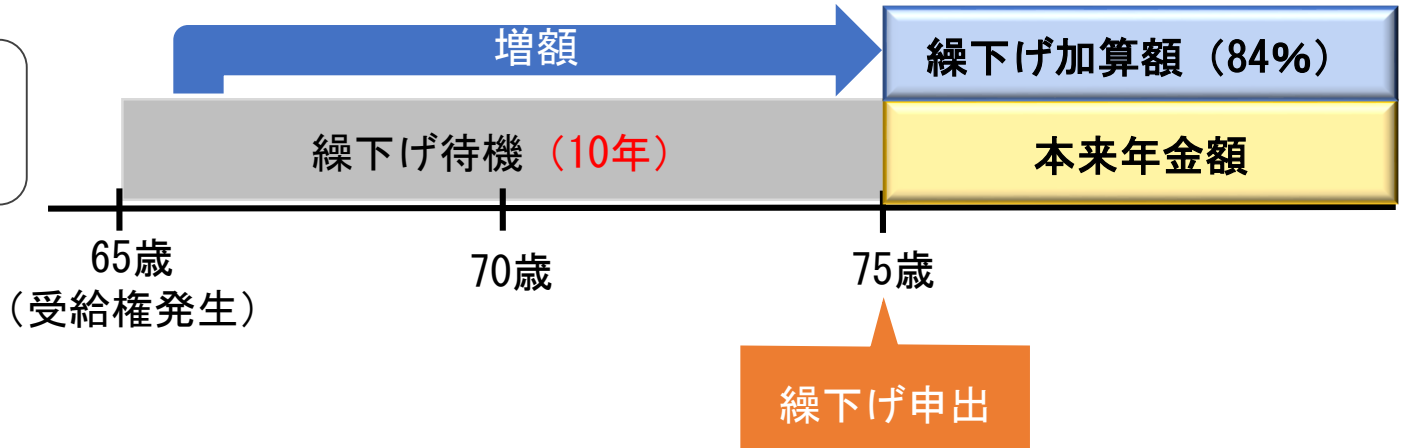
2. 繰下げ上限年齢の引上げ

改正後

繰下げ増額率の算出に用いる係数=0.7%

増額率の計算 = 受給権発生月から繰下げ申出月の前月までの月数 × 0.007 (0.7%)

- ・ 上限年齢 **75歳**
- ・ 最大増額率 **84%**
(**120月** × 0.7%)



2. 繰下げ上限年齢の引上げ

【改正前後の比較】

	改正前		改正後	
対象者	昭和27年4月1日以前生まれ		昭和27年4月2日以降生まれ	
繰下げ可能年齢の上限	70歳		75歳	
増額率	0.7%/月		0.7%/月	
増額率（繰下げ月数）の上限	42%（60月）		84%（120月）	
老齢基礎年金・老齢厚生年金の繰下げ支給制度との関係	老基	可	老基	可
	老厚	可	老厚	可
繰下げ待機中に他年金の受給権が発生したとき	他年金の受給権発生日に繰下げ申出があったとみなす		他年金の受給権発生日に繰下げ申出があったとみなす	

【参考】繰下げ制度の変遷

	平成12年改正前		平成12年改正後		平成19年4月施行		
対象者	昭和12年4月1日以前生まれ※1		昭和12年4月2日～昭和16年4月1日生まれ		昭和16年4月2日～昭和17年4月1日生まれ		昭和17年4月2日以降生まれ※2
増額率	年単位（12%～88%）		年単位（12%～88%）		月単位（0.7%ずつ増加、最大42%）		月単位（0.7%ずつ増加、最大42%）
	66歳	12%	66歳	12%			
	67歳	26%	67歳	26%			
	68歳	43%	68歳	43%			
	69歳	64%	69歳	64%			
	70歳	88%	70歳	88%			
老齢基礎年金・老齢厚生年金の繰下げ支給制度との関係	同時に繰下げ申出をしなければならない		老齢基礎年金のみ繰下げ申出可		別々に繰下げ申出可		
	老基	可（同時）	老基	可	老基	可	
	老厚	可（同時）	老厚	不可	老厚	可	
繰下げ待機中に他年金の受給権が発生したとき（65歳到達日に老齢厚生年金の受給権を取得した者の場合）	繰下げ申出不可（65歳からの本来の年金額を支給）		① 66歳到達日以前 ⇒繰下げ申出不可（65歳からの本来の年金額を支給） ② 66歳到達日後 ⇒繰下げ申出可 ただし、他年金の受給権が発生した時点で繰下げ申出があったものとみなす ※3		① 66歳到達日以前 ⇒繰下げ申出不可（65歳からの本来の年金額を支給） ② 66歳到達日後 ⇒繰下げ申出可 ただし、他年金の受給権が発生した時点で繰下げ申出があったものとみなす		

※1 平成14年3月31日以前に、65歳以降の老齢厚生年金の受給権を有する者

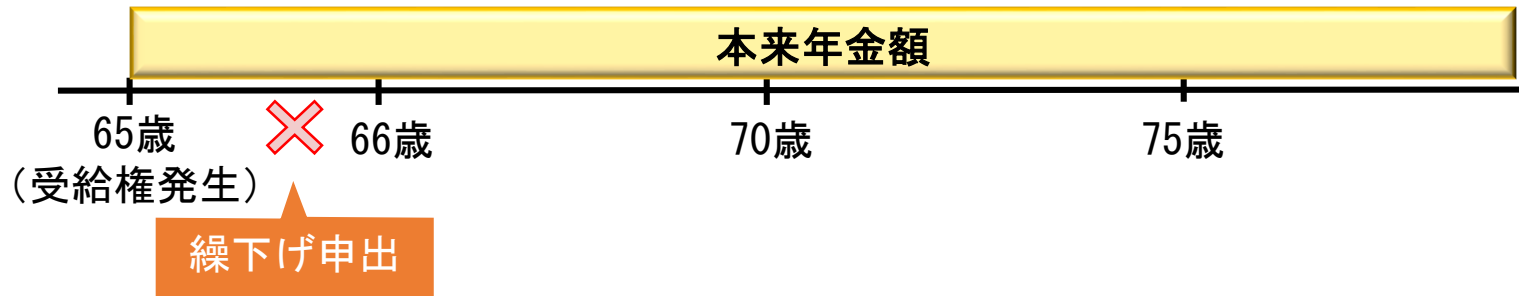
※2 平成19年4月1日以降に、65歳以降の老齢厚生年金の受給権を有する者

※3 平成17年3月31日以前に他年金の受給権がある場合は老齢基礎年金の繰下げ請求はできない。

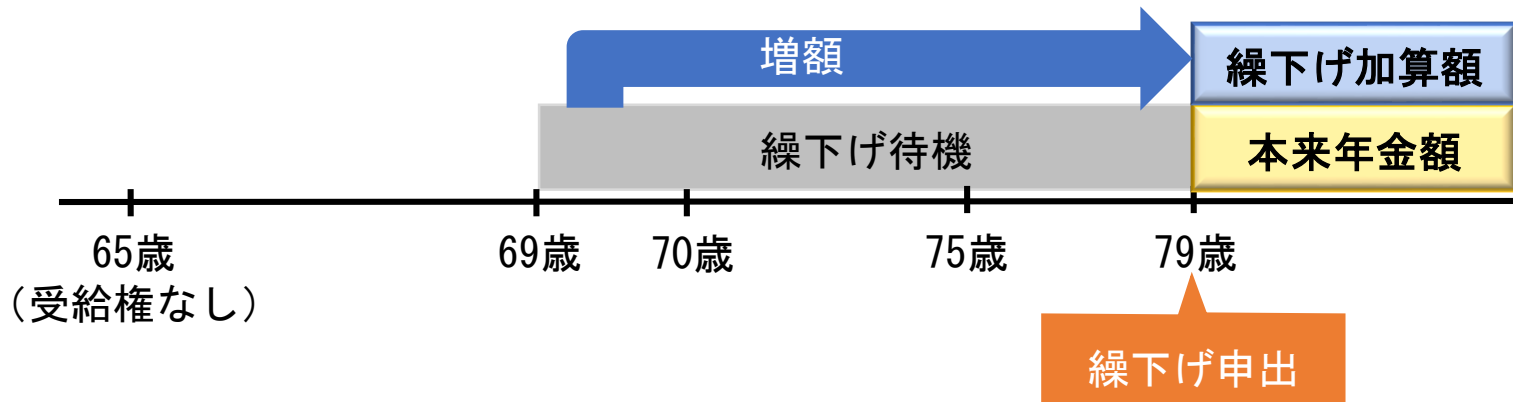
2. 繰下げ上限年齢の引上げ

(6) 施行後の取扱い

①66歳到達前に繰下げ申出を行うことはできません。(改正前と同様。)

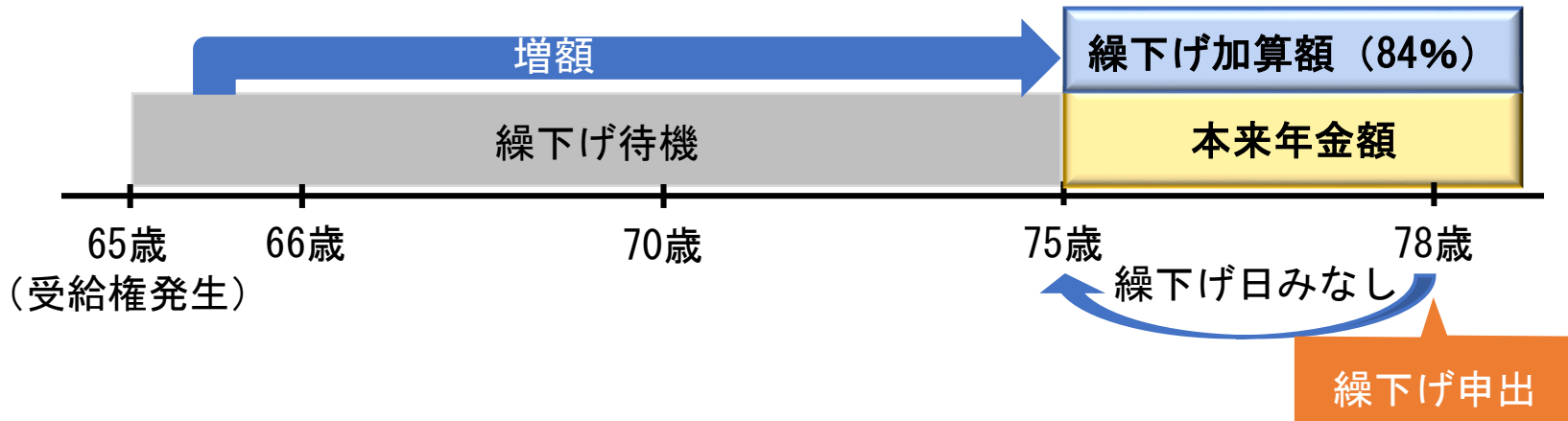


②繰下げ上限年齢は**75歳**、繰下げ増額率の算出に用いる待機月数の上限は**10年(120月)**です。
※65歳に達した日後に受給権が発生した者は、受給権発生から**10年(120月)**が上限です。

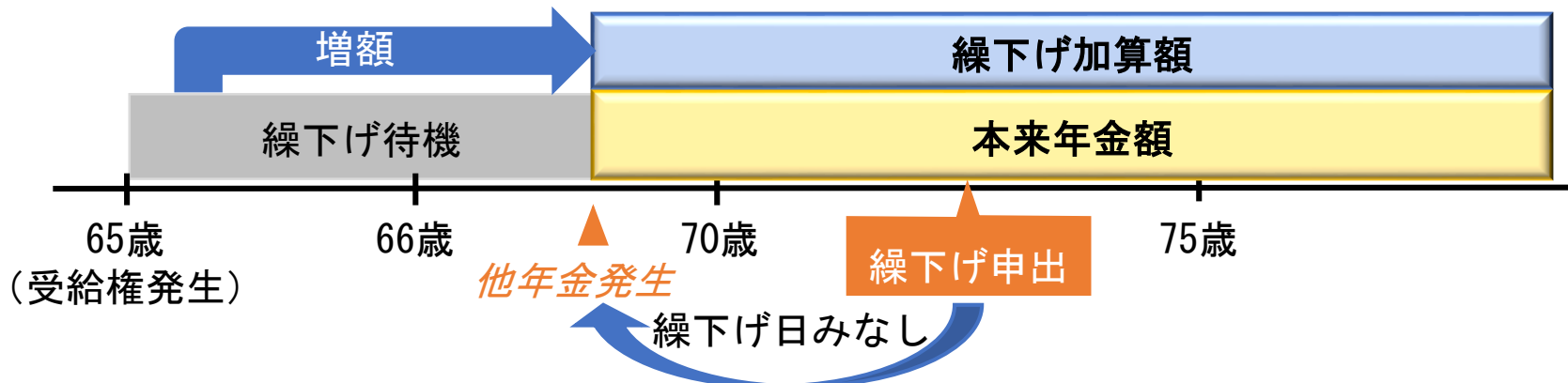


2. 繰下げ上限年齢の引上げ

③ **75歳**到達後に繰下げ申出があった場合は、**75歳**に達した日に申出があったとみなされます。



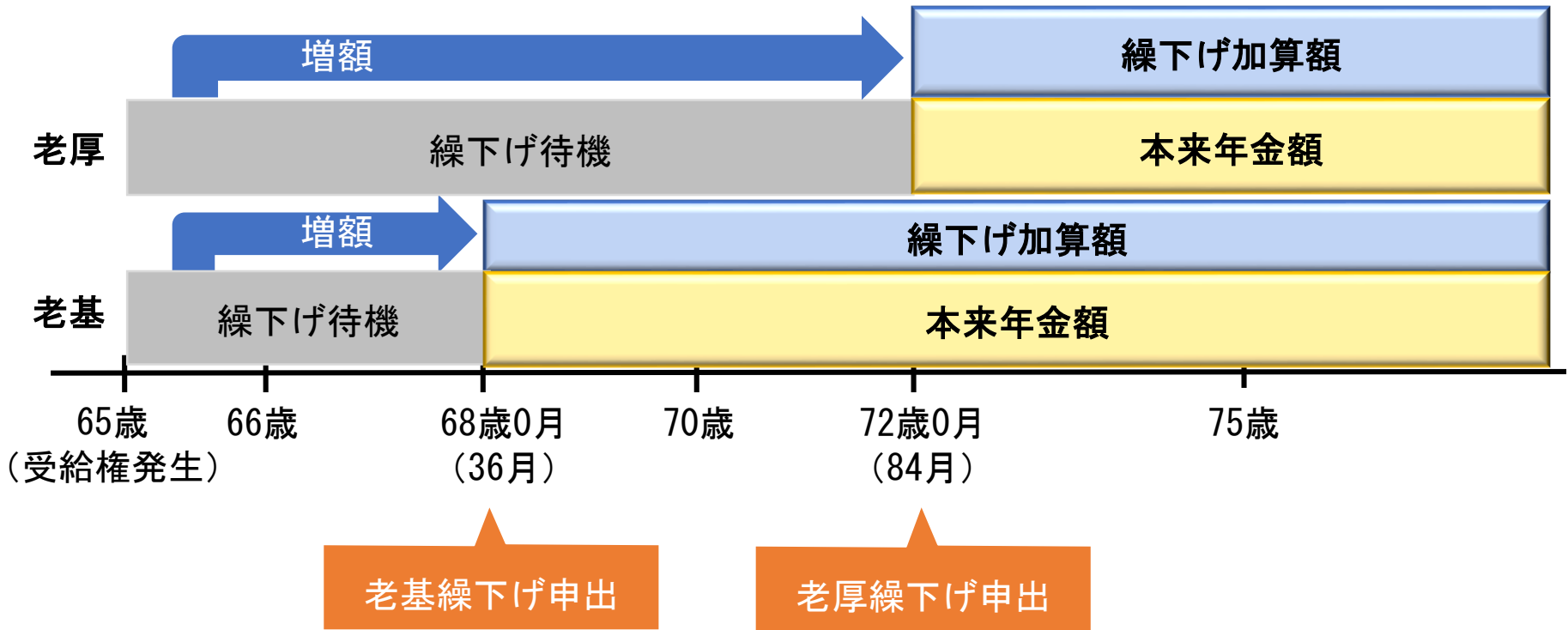
④ 66歳に達した日後、**75歳**に達する日までの間に他年金が受給権発生したときは、他年金の受給権発生日に繰下げ申出があったとみなされます。



2. 繰下げ上限年齢の引上げ

⑤老齢基礎年金と老齢厚生年金でそれぞれ繰下げ時期を選択できます。（改正前と同様。）

【例】
(老厚) $0.7\% \times 84\text{月待機} = 58.8\%$ 増額
(老基) $0.7\% \times 36\text{月待機} = 25.2\%$ 増額



インターネットからの年金相談予約のご案内

日本年金機構では、全国の年金事務所、街角の年金相談センター（オフィスを含む）での来訪相談について、インターネットからの年金相談予約を受け付けております。

老齢年金の請求のみを対象としていたインターネットからの年金相談予約は、令和6年1月から**遺族年金、未支給年金および障害年金に関する年金相談も**対象として拡大しました。

○インターネットによる予約申し込みの概要

受付時間	土日・祝日を含む毎日8時00分～23時30分の間予約申込ができます。 ※システムメンテナンスによる停止を行うことがあります。
対象となる相談	年金請求(老齢・遺族・未支給・障害)に関する年金相談
予約できる相談日	予約申込日の翌々営業日から3か月先の月の末日まで
その他	予約日の前日に予約時間等のお知らせメールを送信

◆インターネットによる予約申し込みをご利用いただいたお客様からは「夜間の時間帯でも予約申し込みができるので便利だった」、「予約日前日にお知らせメールが届いて助かった」など、好評をいただいております。

◆今後、対象となる相談内容の更なる拡大も検討してまいります。

○予約サイトへのアクセス方法

 <p>スマートフォン ・ 携帯電話</p>	  <p>こちらの二次元コードから直接アクセスできます。</p> <p>https://www.yoyaku.nenkin.go.jp/sp_soyo/RA01_SP/W_RA0101_SPSCR</p>
 <p>パソコン</p>	<p>機構ホームページ内の「予約相談について」のページからアクセスできます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 日本年金機構 予約相談 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 5px;"> 🔍 検索 </div> <p>https://www.yoyaku.nenkin.go.jp/soyo/</p>

老齢年金請求手続きの予約をご案内いただく際には、引き続き、インターネットからの年金相談予約をお勧めしていただきますよう、ご協力をお願いいたします。





日本年金機構

Japan Pension Service